

【令和４年度】
市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての
指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況		
6分担金及び負担金、使用料及び手数料の事務事業					
6.6自転車駐車場等使用料に関する事務					
6.6.5.1駐車場使用料の原価算定について					
宇都宮市では使用料・手数料等について、4年に1度原価計算を行い、受益者負担の適正化を図っている。駐車場使用料について、令和3年4月の改定に向けた原価計算資料を閲覧したところ、集計した年間経費の合計を年間利用見込台数で除して、1日利用で負担すべき1台当たり原価を算定していた。計算基礎となっている年間利用見込台数は令和元年度利用台数の実績であるが、当該実績は定期利用者が利用期間にわたり毎日利用していることを前提としている。一方で、定期利用者の原価算定に当たっては、毎月20日利用を前提としている。定期利用者が毎日利用するものとして再算定すると、下表のとおりとなる。	182-183	道路保全課	指摘を踏まえまして、令和6年度に実施しました自転車駐車場使用料の見直しにおきまして、定期利用者が毎月30日間利用するものとして、定期料金の原価算定を行いました。その上で政策的観点も考慮し、定期利用の割引価格を設定しました。		

【令和４年度】
市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行についての
意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
2納税課の事務事業			
2.1納税管理グループの事務事業			
2.1.4.1納付方法に応じたコスト・メリットの定量的分析について			
納税課は、収納率や納期内納付率の向上のため幅広い納税手段を納税者に提供しており、その中でもキャッシュレス納付を推進している。キャッシュレス納付の代表である口座振替の目標加入率は30％であり、納税課の取組により目標加入率を過去５年間連続して達成している。口座振替は納税者が指定した口座から自動で引き落とされ納付忘れを防止できることから、今後も継続して口座振替の勧奨を継続すべきである。 一方で、納税者の自主納付の利便性を高めるため、クレジットカード収納、スマートフォン決済等の納付手段の拡充を進めてきたが、今後は、収納手数料についてのコスト分析を踏まえたキャッシュレス納付の勧奨が望まれる。 ここで、市税の収納手数料のうち、金融機関窓口収納、口座振替、ペイジー収納については、他の徴収金と合わせて出納室の予算で全体的に管理され、納税課の予算で管理されているのは、市税に関するクレジットカード収納、スマートフォン決済、コンビニ収納の３つである。 今年度、出納室において市全体の収納・支出の合理化に係るワーキンググループが立ち上げられ、納税課もメンバーとして参加していることから、その場を活用し、コスト・メリットを踏まえた効果的・効率的なキャッシュレス納付の勧奨を推進する事が望まれる。	55	納税課	昨年度実施したワーキンググループにおいて、コスト・メリットを踏まえて口座振替を最大限に活用する方針が示されたところであり、その方針に基づいて、今年度、WEBによる口座振替申込を導入しました。 導入以降、口座振替の申込み件数が増加し、効果が出ていることから、今後も、積極的にWEB申込制度をPRするなど、口座振替を中心に、キャッシュレス納付の勧奨に取り組んでまいります。
5保険年金課の事務事業			
5.2国民健康保険税の課税、収納、滞納整理			
5.2.7.2国民健康保険税の収納率向上に向けた早急な対策の実施 (2) 資格証明書・短期被保険者証発行事務の複雑性			
宇都宮市では、滞納者との接触機会を確保し、納税相談、納付指導を行い収納率の向上を図るため、滞納者の納税状況に応じて交付基準を定め、資格証明書・短期被保険者証の発行を行っているが、納税状況を個別に把握し対応しているため、多くの人的資源が割かれている状況である。 他の中核市においては、資格証明書、更には、短期被保険者証の発行数が著しく少ない例が、特に収納率の高い市において見られる。宇都宮市の担当者によると、滞納者にも一律に短期被保険者証や一般の保険証を発行した上で、画一的に収納・滞納整理業務を行う方向性と考えられるとのことである。 現状の宇都宮市の事務は、滞納者の状況を個別に勘案し、寄りそった対応ともいえるが、最も尊重されるべきは期限内納付者との公平性であり、制度維持であることは言うまでもない。よって、資格証明書・短期被保険者証の交付基準を簡便化し、より収納率向上に効果的な収納・滞納整理業務に注力することを検討すべきと考える。	165- 166	保険年金課	資格証明書・短期被保険者証につきましては、国民健康保険法が一部改正され、令和６年12月２日からの健康保険証の廃止に伴い、資格証明書・短期被保険者証も廃止されました。 これを踏まえ、本市におきましては、令和６年８月１日の健康保険証の更新時から、滞納の有無にかかわらず全ての被保険者に被保険者証を交付しており、資格証明書・短期被保険者証の交付に要する時間を削減できたことから、預貯金調査の電子化等を十分活用して財産調査を徹底し、納付資力を有する滞納者に対して差押等の滞納処分を強化しております。